

育児休業制度利用中の児童の保育施設利用期間について（審議）

1. はじめに

育児休業制度とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」によって定められた、「子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業」のことです。

育児休業は平成 7 年から全ての事業所に対して義務化されているため、労働者から申し出があった場合必ず取得させなければなりません。

育児休業を取得することができる期間は、生誕した子（以下「子」という。）が 1 歳に達するまでを原則として、最長で子が 2 歳に達するまでの延長が可能（平成 29 年改正）となっています（公務員の場合は、最長で子が 3 歳に達するまで可能）。なお、労働者が職場復帰を望むときは、子が 1 歳に達する前であっても休業期間は終了することができます。

保育施設は、家庭で子を保育することができない保護者が利用することができる施設です。ただし、育児休業は義務化された制度であることから、益城町では、子が 1 歳に達するまでの期間（12 か月）を長子が既に保育施設を利用していた場合、長子の環境変化に考慮し、特例的に継続利用期間として、保育施設の利用を認めています。

例

A 保育園を 2 歳児の益城太郎君が令和 4 年 9 月時点で利用しており、令和 4 年 10 月 6 日に弟の次郎君が生まれた場合

益城太郎君は、令和 5 年 10 月 31 日まで A 保育園を利用することができる。また、保護者が令和 5 年 11 月以降に職場に復職した際も A 保育園を利用することができる。

2. 住民からの相談（要望）

「育児休業を取得できる期間が最長で子が 3 歳に達するまで延長可能となっていることから、1 歳まで（12 か月）で区切るのは、おかしい」「継続利用ができる期間を育児休業の取得期間まで延長するべきだ」という趣旨のご意見（要望）をいただきました

3. 今後の方針案

これまで、待機児童も多く、対応が不可能でしたが、保留児童が 3 歳未満の未満児に集中していること。併せて、平成 29 年に子が 2 歳に達するまで延長可能となっていること。また、2 歳（3 歳）に達するまでは、家庭保育をすることにより、定員数の少ない未満児の申込件数を減らすことができるため、今後の育児休業の取得中の保育施設の利用期間を子が 2 歳（又は 3 歳）に達するまでに改正したいと考えております。